

# 「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則」の一部改正について

教育庁教育振興部教職員課

## 1 規則の概要

本規則は、教育職員免許法等の規定により、免許管理者（県教育委員会）が定められることとされる、千葉県教育委員会が授与する教育職員免許状に関し必要な事項を定めた規則である。

## 2 改正理由

近年、オンライン研修の拡大など教員の研修を取り巻く環境が大きく変化している中で、現状の教員免許更新制は、10年に1度講習を受講するものであり、常に教員が最新の知識を学び続けていくことと整合的ではない。

このことから、教育職員免許法及び関係省令を改正し、施行日の令和4年7月1日をもって、教員免許更新制が廃止されることとなった。

教育職員免許法の改正及び関係省令の改正により、教員免許更新制に係る規定が削除されたことから、本規則についても教員免許更新制に係る規定の削除や条項の繰り上げを行った。

## 3 改正の概要

- (1) 法改正及び省令改正に伴い、教員免許更新制に係る規定の削除等所要の改正を行った。
- (2) 特別免許状の様式及び免許状授与証明書交付申請書の様式について、教員免許更新制に係る記載を削除した。

## 4 施行日

令和4年7月1日